

5月12日は民生委員・児童委員の日 民生委員・児童委員は、「地域のつなぎ役」です

問合せ 福祉課 社会福祉担当 内線263

民生委員・児童委員とはどんな人？

民生委員は、「高齢での生活不安」・「介護の悩み」・「障がい者の支援」などさまざまな相談に応じ、必要な援助（助言や、福祉サービスの適切な利用のための情報提供など）を行います。

町では64名の民生委員・児童委員がそれぞれの担当地域で活動しています。

主任児童委員とはどんな人？

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

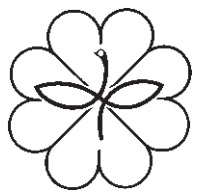
相談の内容に応じて、相談者の地区を担当する民生委員・児童委員や行政、学校、児童相談所などと連携し、支援活動をしています。

町では3名の主任児童委員が町内の中学校区ごとに活動しています。

民生委員のマークについて

民生委員・児童委員の徽章などに用いられているマーク。

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と、児童委員を示す「双葉」を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



民生委員・児童委員になるのはどんな人？

地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意がある住民の方が、行政区からの推薦を受けて選出されます。

※新任再任ともに、78歳未満。

主任児童委員になるのはどんな人？

児童福祉に関する理解と熱意があり、地域における積極的な児童健全育成活動ができる方が選出されます。

※新任の場合、58歳未満、再任は67歳未満。

相談した内容を他の人に知られたりしませんか？

相談内容の秘密を守ることが法律上義務付けられているため、秘密が漏れることはありません。安心してご相談ください。

報酬はないのですか？

ボランティアとして活動するため給与はありませんが、必要な交通費や通信費など実費の一部を町から支給します。

令和5年4月1日付け杉戸町人事異動の概要

問合せ 総務課 職員担当 内線212・213

令和5年4月1日付けの人事異動は、正職員324名中102名で31.5%の異動規模となります。異動者の内訳は、課長級13名、主幹級19名、主査級23名、主任・主事級33名、新規採用14名です。なお、課長級職員の異動状況は、以下のとおりです。

▼課長級職員の異動

新職名	氏名	前職名
秘書広報課長	植原 政彦	子育て支援課長
危機管理課長	高橋 功一	社会教育課長
税務課長	米山 知宏	住民協働課主幹
福祉課長	山下 雅和	高齢介護課長
子育て支援課長	鎌田 浩明	建築課長
高齢介護課長	小松 晋子	福祉課長
環境課長	伊坂 泰重	上下水道課長
都市施設整備課長	小野寺 満	環境課長
建築課長	赤石 二郎	教育次長 兼教育総務課長

新職名	氏名	前職名
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	新堀 直樹	税務課長
上下水道課長	篠原 衛	管財契約課主幹
教育次長 兼教育総務課長	田原 和明	産業振興課長 兼農業委員会事務局長
社会教育課長	後藤 和広	危機管理課長

▼課長級職員の退職（令和5年3月31日付）

氏名	前職名
中島 宏征	秘書広報課長
武井 洋樹	都市施設整備課長

介護保険料、後期高齢者医療保険料の特別徴収を「平準化」します

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316
町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456

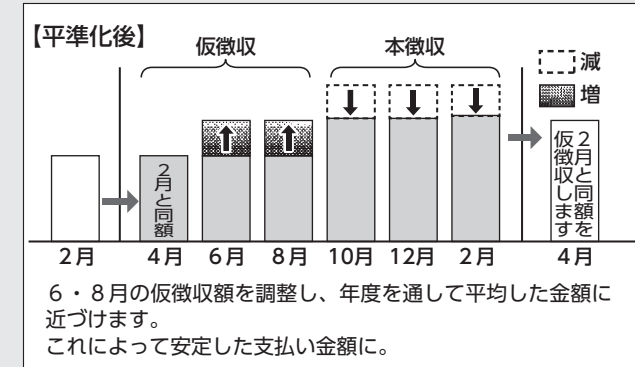
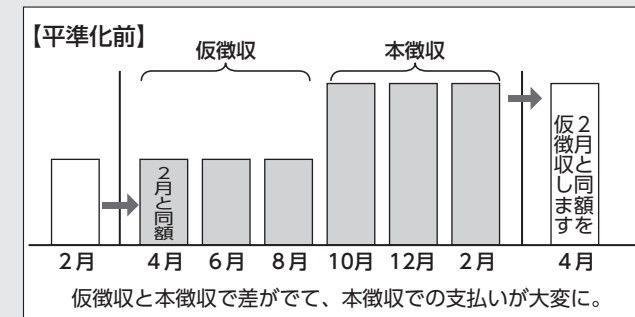
介護保険料および後期高齢者医療保険料が特別徴収（年金からの天引き）となっている方は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として保険料を納めていただいています。しかし、所得の変動などにより仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合があります。

このため、両徴収額の差が大きく異なることが想定される方について、天引きされる額が年間を通してできるだけ均等になるように**6月以降の徴収額を変更**します。

- ◆本徴収の額は、令和4年中の年金収入額、合計所得額、同一世帯の課税状況などを基に再計算し、7月上旬にお知らせします。
- ◆仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。
- ◆平準化を行っても、「本徴収」時の再計算により保険料が大きく変わった場合は、年度内での保険料額の変動が大きくなる場合があります。
- ◆この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。



【イメージ図】



※「平準化」とは、年度前半と年度後半の保険料額の差が大きき方について、6月と8月の天引き額を調整し、年度を通じての保険料額の差を少なくすることです。

町税の納付方法が新しく追加されます

問合せ 税務課 収納担当 内線240・244

全国の自治体を対象に、新たに納付書に印字される「地方税統一QRコード（eL-QR）」を利用して全国の対応金融機関での納付ができるようになります。また、納付書に印字されたQRコードを活用することで、スマートフォン決済アプリや「地方税お支払サイト」でクレジットカードによる納付も可能となります。

なお、町の窓口納付・コンビニエンスストアでの納付・口座振替は従来通り対応しています。

対象税目

- ・町県民税（普通徴収）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

納付方法

○金融機関窓口

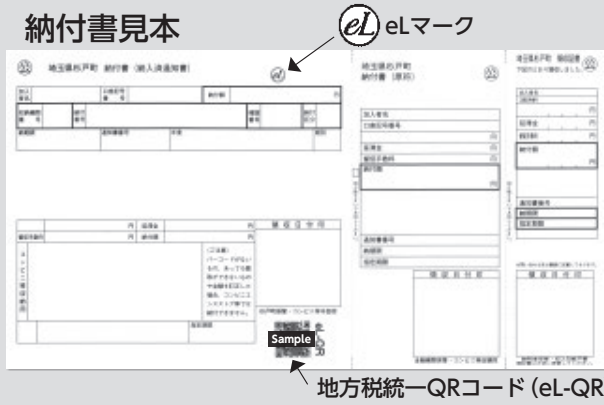
全国の「地方税統一QRコード対応金融機関」で納付ができます。

○スマートフォン決済アプリ

アプリを起動し、納付書に印字されたQRコードを読み取って納付ができます。

○「地方税お支払サイト」

「地方税お支払サイト」へアクセスし、納付書に印字されたQRコードを読み取って納付ができます。24時間365日利用でき、クレジットカード払い（手数料利用者負担）、インターネットバンキング等で納付ができます。



◀詳細は、地方税お支払サイトをご覧ください。